

桶川市告示第6号

桶川市空店舗等情報登録制度実施要綱を次のように定める。

令和8年1月9日

桶川市長 小野克典

桶川市空店舗等情報登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、桶川市内の空店舗等情報（以下「空店舗等情報」という。）を提供することにより、空店舗等の利活用を促進し、商業の振興及び活性化を図ることを目的とする。

2 この要綱は、空店舗等情報登録制度によらない空店舗等の取引を妨げるものではない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空店舗等情報登録制度 市が空店舗等情報を空店舗等登録台帳に登録し、市ホームページ等（以下「ホームページ」という。）に掲載する制度をいう。

(2) 空店舗等 所有者等が店舗又は事業所として賃貸又は売却する意思がある建物で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 営業が行われていない空店舗（住居を兼ねている場合にあっては、住居の部分と空店舗の部分が明確に区別できるもの）

イ 居住の実態のない空き家

(3) 所有者等 空店舗等に係る所有権若しくは賃貸若しくは売却の権限を有する者又は空店舗等の賃貸若しくは売却の代理若しくは媒介をする宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に規定する宅地建物取引業者をいう。

(空店舗等情報の登録及び利用の料金)

第3条 空店舗等情報の登録及び利用の料金は無料とする。

(登録要件)

第4条 空店舗等情報の登録をすることができる空店舗等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 桶川市内に所在するものであること。
- (2) 所有者等が土地及び建物の登記名義人と同一であること。ただし、土地及び建物の登記名義人が異なる場合において、当該土地及び建物の登記名義人の承諾を得ているときは、この限りではない。
- (3) 所有者等が暴力団員（桶川市暴力団排除条例（平成24年桶川市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団関係者（同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。以下これらを「暴力団員等」という。）又は暴力団（同条例第2条第1号に規定する暴力団をいい、その代表者又は役員が暴力団員等である法人を含む。）でないこと。
- (4) 店舗又は事業所の設置が可能であること。
- (5) 土地及び建物の所有権等の権利の帰属について争いのない物件であること。
- (6) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されていないこと。
- (7) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある店舗として営業しようとする者に賃貸又は売却する目的でないこと。
- (8) その他市長が登録を適当と認めるもの

(登録等)

第5条 所有者等は、桶川市内の空店舗等情報を登録し、又は当該登録した空店舗等情報を変更しようとするときは、桶川市空店舗等情報登録（変更）申請書（様式第1号）及び空店舗等情報（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について前条各号に掲げる要件のいずれにも該当するか審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による審査により登録の可否を決定したときは第1項の規定による申請をした者に通知し、空店舗等情報として登録することが適当と認めるときは、当該空店舗等に係る情報を空店舗等登録台帳に登録し、ホームページに掲載するものとする。

(空店舗等情報の削除)

第6条 申請者は、次の各号いずれかに該当する場合は、桶川市空店舗等情報削除届出書(様式第3号)を速やかに提出するものとする。

(1) 空店舗等に係る賃貸借契約又は売買契約が成立した場合

(2) その他空店舗等情報をホームページに掲載する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の届出があったときは、第5条第3項の空店舗等登録台帳及びホームページに掲載中の空店舗等情報を削除するものとする。

(登録の抹消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、空店舗等情報の登録を抹消することができる。

(1) 第4条各号に掲げる登録要件を満たさなくなった場合

(2) 第5条第1項の規定による申請の内容に虚偽があった場合

(3) その他市長が適当でないと判断した場合

(免責等)

第8条 ホームページに掲載する空店舗等情報は、申請者から提供された情報に基づき掲載するものとし、当該情報が真正であることを市は保証しない。

2 市は、第5条第1項の規定による申請をした者から提供された情報に基づいて掲載したホームページの空店舗等情報の内容によって生じた損

害を補填する責任を負わない。

- 3 市は、空店舗等情報登録制度の運用に当たり、空店舗等の賃貸、売買、交渉等（空店舗等情報登録制度を利用したことに伴う契約その他行為に関する紛争等を含む。）には一切関与しない。

（個人情報保護）

第9条 空店舗等情報の登録に関する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

桶川市空店舗等情報登録（変更）申請書

年 月 日

桶川市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

桶川市空店舗等情報登録制度実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり空店舗等の登録（変更）を申請します。

記

1 登録区分（いずれかに○を付する。）

新規 ・ 変更

2 空店舗等の所在地

桶川市

3 空店舗等所有者

住 所	
氏 名	
連絡先	

< 誓約・同意事項 >

以下の事項について誓約及び同意します。

- 1 本申請で登録する空店舗が、桶川市空店舗等情報登録制度実施要綱第4条各号に掲げる要件のいずれにも該当していること。
- 2 申請書類等の記載事項が虚偽でないこと。
- 3 空店舗等の契約等に市は一切関与しないこと。

申請者（署名）

空店舗等情報

		申請番号：		
物件所在地	桶川市			
契約期間				
賃借料				
販売価格				
希望業種				
交通				
空店舗等の 状況	構造・規模			
	店舗面積			
	築年月日			
	設備			
	駐車場			
備考				
外観写真・案内図等				
			名称	
			担当者	
			住所	
問合せ先	連絡先			

※登録後はこのままホームページに掲載されますので、記入漏れのないようにしてください。

桶川市空店舗等情報削除届出書

年 月 日

桶川市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

現在掲載中の空店舗等の情報を削除したいので、桶川市空店舗等情報登録制度実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 空店舗等の所在地

桶川市

2 空店舗等所有者

住 所	
氏 名	
連絡先	

3 登録削除の理由（いずれかに○を付する。）

契約成立 ・ その他

次の欄に上記の内容を具体的に記入すること。

--

※ 「契約成立」の場合は、登録していた空店舗等において営業予定の業種、店舗の名称等を記入すること。